



はがタウンインフォメーション

お知らせ

特設行政相談

企画課情報広報係

☎028(677)6099

10月17日(月)から23日(日)の「行政相談週間」に合わせ、行政相談員が行政に関する相談などを受け付けます。(申込不要)

日時/10月18日(火)9:30~11:30

場所/道の駅はが会議室

医療費などの 還付金詐欺に注意!

役場や年金事務所などの職員を名乗り、「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMに行くように」と言われたら、還付金詐欺です!

還付金がATMで支払われることは絶対にありません。このような電話があったら、すぐに警察や住民課にご相談ください。

住民課国保年金係

☎028(677)6038

成人式参加届出受付

町民会館 ☎028(677)0009

平成29年1月8日(日)に開催の成人式や同窓会に参加を希望する人は、参加届を提出してください。対象者には個別に通知します。

対象/平成8年4月2日~平成9年4月1日に生まれた人で、町内在住または出身者

提出先/町民会館、生涯学習センター、水橋分館
締切/11月1日(火)

狂犬病予防集合注射

環境対策課環境対策係

☎028(677)6041

犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(年1回)は法律で義務づけられています。まだ注射をしていない場合は、都合のよい場所で接種してください。

日時・場所/10月15日(土)9:00~9:10東高橋農業構造改善センター、9:20~9:30旧高橋小学校、9:40~10:05水橋分館、10:20~10:35生涯学習センター、10:40~11:05認定ひばりこども園駐車場、11:15~11:45役場東側駐車場

持参物/事前通知はがき、注射代3,300円※新規登録の場合は、別途登録手数料3,000円
その他/犬が死亡した場合や現在飼っていない場合はご連絡ください。

有害鳥獣駆除を実施します

農政課農村整備係

☎028(677)6045

農作物被害防止のため、町内全域で銃器によるカラスの駆除を行います。危険ですので駆除現場には近寄らないようお願いします。また、町内の農地で鳥獣による農作物への被害があるときはご相談ください。

日時/10月10日(月)7:00~16:00

イノシシ駆除実施中

農政課農村整備係

☎028(677)6045

期間/平成29年3月15日(水)まで

場所/上稲毛田、給部、稲毛田、下高根沢などの山林

平成29年度コミュニティ助成事業

生涯学習センター

☎028(677)0306

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益金を財源として、住民の行うコミュニティ活動の推進・発展のため助成金を交付しています。

対象事業/①一般コミュニティ助成事業②コミュニティセンター助成事業③青少年健全育成助成事業
申込/生涯学習センターに申請書を提出

締切/10月21日(金)

土砂災害対策のための 現地調査を実施します

真岡土木事務所企画調査課

☎0285(83)8304

調査のため、業者が皆さんの土地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
調査期間/10月~平成29年3月
調査区域/町内全域

調査内容/①土砂災害対策に利用する地図を作成するための現地調査②土砂災害警戒区域の現地形状確認のための現地調査
調査業者/①東洋測量設計(株)②国土防災技術(株)

募集

町ゴルフ連盟 チャリティゴルフ大会

町ゴルフ連盟事務局(農政課山本)

☎028(677)6046

期日/11月24日(木)

場所/ロイヤルメドウゴルフ倶楽部
費用/プレー費6,500円(食事込)、参加費2,500円(チャリティ込)
締切/10月28日(金)

2016観光写真コンテスト

町観光協会(商工観光課内)

☎028(677)1115

芳賀町の四季折々の風景、名所旧跡、イベント等の写真を募集します。
応募規定/平成27年4月以降に撮影された未発表の作品、サイズはカラープリント四ツ切またはワイド

四ツ切、他のコンテストや発行物に応募した作品に類似したものは不可※応募作品は希望により返却可
応募方法/応募票に必要事項を記入の上、作品裏面の右上にテープでしっかりと貼り、郵送(〒321-3392祖母井1020芳賀町観光協会事務局2016観光写真コンテスト係)または町観光協会に持参
締切/平成29年1月17日(火)必着

県育英会奨学生・入寮者

栃木県育英会事務局

☎028(623)3459

平成29年度に進学予定の人を対象に、月額貸与奨学生、入学一時金奨学生および東京学生寮入寮者を募集します。

募集期間/10月3日(月)~11月15日(火)
願書配布場所/県内各中学校、高等学校、町教育委員会など※県育英会ホームページからもダウンロード可

役場西側道路からの出入り口が 通行禁止になります

10月30日(日)までの土・日・祝日
8:00~17:00

総務課管財係 ☎028(677)6011

ゆるキャラグランプリ 2016

町商工観光課商工観光係
☎028(677)6018



投票はパソコンや
スマホ・携帯電話から

ゆるキャラグランプリ 検索

投票
締切 **10月24日(月)18:00**

「ゆるキャラグランプリ2016」に、芳賀町のマスコットキャラクター「はがまるくん」が出演しています。

1日1票投票できます。みんなで「はがまるくん」を全国の人気者にしましょう!

道の駅はが物産館では「はがまるくん」のオリジナルグッズやスイーツを販売中です!ぜひお土産やプレゼントにどうぞ!

道の駅はが ☎028(677)6000



▲はがまるくんロールケーキ



▲はがまるくん絵本



▲はがまるくんメモ帳・シャーペン

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第10回特別弔慰金)

高齢者支援課介護保険係 ☎028(677)6015

受付期間内に請求を行わない場合、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅しますので、早めに行ってください。

受付期間/平成30年4月2日(月)まで

内容/額面25万円、5年償還の記名国債

対象/平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。